

資料3-2 「改善動作」と「困難状況」が一致しないと判断された事例

事例	事務職(主担当)	理学療法士	「理由書」記載内容
71	改善動作の記入となっていない	改善動作には本人の動作を記入すべき(たとえば「離れと母屋の移動」)	改善動作は「その他の行為(動作)」欄に「通路面の変更」と記載されチェック。改修内容は離れと母屋をつなぐ渡り廊下(スロープ付き)の設置。
114	浴室までの移動 衣服の着脱	改善動作と困難状況をそれぞれ対応させて記入するといい	入浴は「洗い場での姿勢保持」「その他」以外に全てチェック。困難状況の記載は次の通り。 「下肢筋力低下して転びやすくなつた。一人で入浴する事に不安がでてきた」
78	玄関ホールへトイレの移動とは?	上り框の昇降についてチェック漏れ	排泄は「トイレまで移動」が改善動作で「玄関ホールへトイレの移動につかまる所がなく足がすくむ」→CM回答「トイレへ玄関前、その先に居室あり」 外出は「出入口までの屋内移動」が改善動作で「上り框と玄関ホールへの移動につかまる所がなく転倒の危険があり困っている」
117	トイレ移動記載なし	浴槽内での姿勢保持、チェック漏れ? 出入口へ敷地外までの屋外移動 消し忘れ?	排泄は「トイレまで移動」「トイレ出入口出入り」「便器からの立ち座り」にチェック。困難状況の記載は、「トイレに入り便座に座るために方向転換するときと便座から立ち上がりのときにペーパーホルダーや壁に掴まって行っているため、不安定である」 入浴は「浴室出入口の出入」「浴槽の出入」にチェック。困難状況の記載は、「浴室と脱衣所に段差があり、出入のときにドアにつかまって行うため、不安定で転倒の危険性がある。浴槽の出入のときにふちにつかまって入るが足の上りが悪いためつまずく危険性あり」、また改修の方針の項目で「浴槽の向こうの壁に横手すりをつけ、つかまって浴槽内での姿勢を保持する」との記載あり。 外出は「上がり框の昇降」「出入口から敷地外までの屋外移動」にチェック。困難状況については、「上がり框の段差が22cmあり下駄箱につかまって上がり下りしている。充分につかまれないため不安定で転倒の危険あり。」
28	—	排泄時の姿勢保持についての記載なし(「困難状況」の具体性も指摘)	排泄は「トイレまで移動」「便器立ち座り」「排泄時姿勢保持」にチェックあり、「壁に掴まっていたが下肢筋力低下し不安、またトイレ内に掴まる所なく不安」
54	—	浴室出入りについてチェック漏れ?	入浴は「浴室まで移動」「浴室内移動」「浴槽出入り」にチェックあり、困難状況は「シャワー浴で温まれない。脱衣所と浴槽の少しの段差に転倒不安」なので、「浴室ドア近くにL字手すりを設置し、出入り動作の安定。又既存手すりと併せて利用し両手でつかまり、浴槽の出入りが可能になる」(浴室まで移動は、トイレまで移動(排泄にチェック・記述あり)と同じだと推定できる)
69	—	トイレ出入口出入り動作記載なし 入浴「衣服着脱」チェックもれ?	排泄は「トイレまで移動」「トイレ出入口出入り」「便器からの立ち座り」にチェックあり、困難状況は「壁の伝い歩きで見守り必要。便器が低く、筋力低下でドンと腰を落として座る。立ち上がりは壁に掴まるが手が滑り危険」 入浴は「浴室まで移動」「浴室出入口出入り」「浴槽出入り」にチェックあり、困難状況は「脱衣所が広くタオル掛けに掴まり移動。脱衣所と浴室に90mmの段差あり転倒を経験。浴槽内に腰を落とすと立ち上がれない」とあり、改修方針に「また椅子に座って行為する際に利用でき、椅子からの立ち上がりの助けにもなる」
112	—	「出口までの屋内移動」について記載なし	外出は「出入口までの屋内移動」「上がりかまちの昇降」にチェック。困難状況は「玄関の靴箱の取っ手につかまり上がりかまちの昇降を行なっているが不安定」とある。
113	—	それぞれの動作がどのように困難なのか不明	入浴の「衣服の着脱」「洗い場での姿勢保持」「その他」以外の全てにチェック。 困難状況は、「浴室への出入口段差や浴室内に手すりが全くなつたため、自力での歩行可能となつても、キャスター付きシャワーチェアーを利用するにしても、入浴介助が困難であり自宅での入浴ができない。」
143	—	排泄時の姿勢保持チェック漏れ	排泄で「トイレまでの移動」「便器からの立ち座り」にチェック。困難状況は「トイレ入口の廊下につかまる所が無く、片手で杖を持って歩行が不安定で危険である。 またトイレ内にも手すりが無く、便座に座つてしまふと立上がるのが困難で、姿勢保持も難しい。」
92	排泄時の姿勢保持に関する記載なし 浴室まで移動に関する記載なし	—	排泄の改善動作は「トイレ出入口出入り」「便器からの立ち座り」「排泄時の姿勢保持」だが困難状況には出入りと立ち座りについての記載のみ 入浴の改善動作は「浴室まで移動」「浴室出入口出入り」「浴槽出入り」だが「浴室までの移動」に関する状況の記述なく、改修もすべて浴室。

資料 3-3 「困難状況」の具体性が欠けていると判断された事例

事例	事務職（主担当）	理学療法士	「理由書」記載内容
28	「つかまる所なく不安」(排泄と外出)とは?	「不安」内容を具体的にすべき	「下肢筋力低下して不安」「つかまる所なく不安」(排泄)、「つかまる所なく不安」「上り框が高く昇降不安」(外出)
33	トイレ内の動作	トイレ内の動作不明	「トイレに行くまでに段差あり、自力で越えること不可能。トイレもつかまる所なく、転倒などの危険」
39	「手すりがないので不安」(外出)、「浴室での移乗」(入浴)	「○○が不安定」とはどういう状況・状態なのか	「手すりないので『廊下で転倒』の不安」「同『出入口の移動』(排泄・入浴・外出)、「同『便器からの立ち座り』(排泄)、「同『浴室での移動』(入浴)、「同『上り框の昇降』(外出)
71	本人に関する記述を具体的にしたほうがよい。	本人の状況を中心に記述する(介護者のための改修?)	「別棟にいる介護者は、用事があると外を廻って行かねばならず時間もかかるので不便を感じている。本人もすぐに来ないことでも不安。」(離れの渡り廊下の工事) 左記指摘で以下を追記「また両下肢筋力低下で車いすを利用していいるが、体調不良時でもいったん外に出なくては母屋に行けないので不便」
114	転び易い(入浴・外出)のはどの動作か	それぞれの動作で「どのように行っているか」を記述すべき	入浴、「下肢筋力低下して転びやすくなつた。一人で入浴する事に不安がでてきた」 外出、「玄関先で転倒する。外出するのが不安になる。」
41	—	ケアマネジャーの客観的評価を記載する必要(排泄動作)	「本人『タオル掛けを持ちながら入りして不便』、長女『タオル掛けまで手を伸ばして入るのは大変』(トイレ出入口)
110	—	「歩行が不安定」についてもう少し具体的に。	外出、出入り口から敷地外までの屋外移動について 本人の歩行状況に関する記載は「…門扉までが砂利道の為歩行やシルバーカーで移動が不安定で転倒の危険がある。嫁が見守りや支えを行なっている。歩行が不安定なことから閉じこもり気味になっている。」
113	—	それぞれの動作がどのように困難なのか不明	入浴、「浴室への出入口段差や浴室内に手すりが全くないため、自力での歩行可能となつても、キャスター付きシャワーチェアー利用するにしても、入浴介助が困難であり自宅での入浴ができない。」
145	—	入浴とリビングの出入はどのようにして行っているか?	入浴、「脱衣所と浴室の間や浴室内につかまる所がなく、浴室への出入や浴槽の出入が一人では危ない為困っている。」 その他の動作(リビングの出入り)：「歩行器を使用することもあり膝の痛みもある為、方向転換が難しくリビングの出入の際、転倒の危険があり困っている」
49	つかまる所がないとなぜ不安なのか。立ち座りしにくいのはなぜか、を記述した方がよい。	—	「立ち座りといった動作がしにくい。入ってから 180 度身体の向きを変えるのが困難。出入口に段差があるため不安」(排泄)、「玄関、廊下、玄関ドアを出たところに掴まるモノがなく不安」(外出)
75	上り框は何が困難?	—	「上り框の段差が大きく、外への出入りが不安である」

資料 3-4 「困難状況」と「改修方針」の一貫性が欠けていると判断された事例

事例	事務職(主担当)	理学療法士	「理由書」記載内容
114	出来なかったことは何か	困難状況が不明のため評価できない	入浴、「下肢筋力低下して転びやすくなつた。一人で入浴する事に不安がでてきた」に対し、「転倒を防止する。一人で不安なく入浴する事ができる。」外出、「玄関先で転倒する。外出するのが不安になる。」に対し、「転倒を防ぐ。外出が不安なくできる」 *記載内容全般が具体性にかける。
33	—	トイレ内の手すり 使用目的不明	「トイレにもつかまる所がなく、転倒の危険」で「トイレ内に手すり設置」(3ヶ所)
34	—	浴室出入り：縦手すりと段差解消の関係？	「浴室に入る際は右側の壁につかまって入る」状況で「浴室出入口に縦手すりを設置することでバランスを崩すことなく段差を解消できる」→「手すり設置で段差昇降を容易にする」という意味
45	—	浴槽の出入り、向きが逆の方がよいか？	「浴槽出入りの際、蛇口をつかみながら入りしているが、不安定」などで「蛇口の上とシャワー脇に横と縦の手すりをつけることで、立ち上がり入りが安定」とあり、図面で設置位置を表示（本人はどちらかというと左上下肢に力が入らない）
49	—	トイレ内の手すり は使用目的が不明	排泄では「立ち座りといった動作がしにくい。入ってから 180 度身体の向きを変えるのが困難。出入口に段差があるため不安」なので「トイレ内出入口脇に手すり設置し不安を解消、移動を安全にスムーズに行うことができる」とし、図面（写真）でトイレ内の出入口開き戸脇（便座から左手で握れる位置）に縦手すりを 1 本設置することが示される。→写真でみるとトイレ内からは掴まれそう
113	—	それぞれの動作がどのように困難なのか不明	入浴、「浴室への出入口段差や浴室内に手すりが全くないため、自力での歩行可能となつても、キャスター付きシャワーチェアー利用するにしても、入浴介助が困難であり自宅での入浴ができない。」に対し、「浴室内の段差解消もしくは浴室内及び浴槽内の手すり設置により、介護者の介助負担の軽減につながり、本人・介護者が安心して安全な入浴ができるようになる」
145	—	歩行器の使用と手すりの関係が不明	入浴、「脱衣所と浴室の間や浴室内につかまる所がなく、浴室への出入や浴槽の出入が一人では危ない為困っている。」→「浴室入口から浴槽までそれぞれの場所に手摺りを取り付けることで一人で入浴する事が出来るようになる」 その他の動作（リビングの出入り）：「歩行器を使用することもあり膝の痛みもある為、方向転換が難しくリビングの出入の際、転倒の危険があり困っている」→「リビングの入口に手摺りを取り付けることで安全にリビングの出入が出来るようになる。」 *方向転換に手すりが必要であれば、図面上、他にも必要な箇所は見受けられる。リビングの入口のみが限定されている理由がはっきりしない。
23	高い位置で身体の引き上げができるか	—	「浴槽が深く、出入りの際に右足が浴槽縁にひっかかる」ので「手すりを高めに設置し身体を引き上げられるようにする」(平面図では浴槽縁位置に縦手すり設置と分かるが、高さは不明)
117	浴槽内での姿勢保持についての困難状況記載なし	—	入浴、改修の方針には「浴室の出入口の浴室側壁に L 字手摺りを付け、縦手摺につかまることで安全に浴室の出入を行う。また、横手すりにつかまって浴槽の出入を安全に出来るようになる。浴槽の向こうの壁に横手すりを付け、つかまって浴槽内での姿勢を保持する」とあるが、困難状況には「浴室と脱衣所に段差があり、出入のときにドアにつかまって行うため、不安定で転倒の危険性がある。浴槽の出入のときにふちにつかまって入るが足の上りが悪いためつまずく危険性あり」としか書いていない。 参考までに、改善動作についても「浴槽内の姿勢保持」にチェックなし。

注：ゴシック部分は「困難状況」の具体化が図られれば解決する問題

資料 3-5 「改修方針」の具体性が欠けていると判断された事例

事例	事務職（主担当）	理学療法士	「理由書」記載内容
28	「排泄・外出の移動の不安」とは？	「移動の不安」とは？	「手すりをつけることで、移動の不安感が解消される」
33	トイレ内の動作が不明	トイレ内の手すり使用目的不明	「トイレにもつかまる所がなく、転倒の危険」で「トイレ内に手すり設置」（3ヶ所）
49	手すり設置でどういう不安が解消されるのか？	「不安解消」はどの動作を行いやすくするのか具体的に	排泄では「立ち座りといった動作がしにくい。入ってから 180 度身体の向きを変えるのが困難。出入口に段差があるため不安」なので「トイレ内出入口脇に手すり設置し不安を解消、移動を安全にスムーズに行うことができる」とし、図面（写真）でトイレ内の出入口開き戸脇（便座から左手で握れる位置）に縦手すりを 1 本設置することが示される。
34	座椅子、寝室から手すりまでの動作は？	浴室段差解消の記載なし	「日中過ごす座椅子からの立ち上がりは机を支えにしているが大変」で「寝室の柱に縦手すりを設置し、座椅子からの立ち上がり動作を安全にできる」 「浴室に入る際は右側の壁につかまって入る」状況で「浴室出入口に縦手すりを設置することでバランスを崩すことなく段差を解消できる」→「手すり設置で段差昇降を容易にする」という意味
71	動作困難状況が具体的でない	「通路面の変更」とは？	「通路面の変更で、①本人・家族とも外に出ないで移動が可能に、②対応早まり不安解消」と記述され、「段差スロープ」「通路面変更」改修を計画
20	—	「動線を確保」の意味？	「居室からトイレ・浴室までの移動がつた歩きだが、すり足でバランスも悪く転倒の危険」なので「動線を確保して安全に移動」（改修項目は手すり）
39	—	困難状況が具体的でない（○○が不安定）ので、改修方針も不明	「手すりないので『廊下で転倒』の不安」「同『出入口の移動』」（排泄・入浴・外出）、「同『便器からの立ち座り』」（排泄）、「同『浴室での移動』」（入浴）、「同『上り框の昇降』」（外出）なので、「手すりをつけることで○○が不安なくなる」
57	—	段差解消の方法（外階段の全面的改築？）が不明	「外階段の手すり・踏み面劣化により移動が不安定」なので「階段昇降部分の両側に手すり設置し、階段床面の段差解消により動作が容易になる」→CM「蹴上げと踏み面が不ぞろいなのを整え滑りやすい面を改善する」→「段差解消」ではなく「床材変更」
78	—	「次の動作」（排泄）とは？ 「動きに合わせた手すり」（台所）とは？	「（手すり設置で）身体が安定し次の動作が容易に」（トイレまでの移動で「パーキンソン症状で足がすくみ前に進めない」困難状況）→脚が出るということか 「動きに合わせた手すり設置で転倒の危険が回避」（台所入口～テーブル）
113	—	改修を段差解消もしくは手すりどちらか一方に決めてから記載すればよいのでは。	「浴室の段差解消もしくは浴室及び浴槽内の手すり設置により、介護者の介助負担の軽減につながり、本人・介護者が安心して安全な入浴ができるようになる」 (工事はユニットバスへの変更)
114	—	何をどう改善して身体状況や動作をどう改善したいのかを書いて欲しい	入浴、「転倒を防止する。一人で不安なく入浴する事ができる。」 外出、「転倒を防ぐ。外出が不安なくなる」
145	—	入浴については動作ごとに分けて書くとよいのでは？	入浴、「浴室入口から浴槽までそれぞれの場所に手摺りを取り付けることで、一人で入浴する事が出来るようになる」
109	トイレ内の動作について記載なし	—	便座からの立ち座りに関して改修方針の項目には 「本人の不安が少なくなる。ADL の向上。介助者の負担が軽減する」

注：ゴシック部分は「困難状況」の具体化が図られれば解決する問題

資料 3-6 「身体状況」と「改修方針」の関係の妥当性が欠けていると判断された事例

事例	事務職（主担当）	理学療法士	「理由書」等資料内容
29	正面に手すり設置だが、側面（座って右側）も検討したか？	廊下までの移動に手すりは必要ないか？ L字の縦は何に必要（出入口出入り？）	「衣服着脱時、立位を支えるものなく、また便座の立ち座りも不安定」で「手すり設置で立ち座りや衣服着脱を安全に行う」。図面でトイレ（奥行1375）腰掛けた正面にL字を設置する計画
110	玄関の手すりは階段の下までなくてよいか。	床面がタイルレンガ張りだが頸き・滑りの危険があるので？	「下肢痛があり歩行が不安定。室内は家具や壁に捕まりながら移動し、屋外はシルバーカーで歩行。」 手すりは図面では玄関ポーチのフラットな部分のみで、その後2段ある階段部分の手前で手すりが切れている。玄関ポーチの床材は100角磁器タイル。
114	車いすはどこで利用しているのか	身体状況が不明のため一致しているかどうかはわからない	「要介護2で歩行困難、最近レベル低下し車椅子利用開始した」ので入浴では「転倒を防止する。一人で不安なく入浴する事ができる。」外出では「転倒を防ぐ。外出が不安なくできる。」
49	—	居間ドアの吊り元変更の理由は？	理由書には該当記述・チェックがなく、図面（写真）に「リビングドアの吊り元を変更」とある
58	—	トイレ内の着衣：左手で手すりを持ったら服があげられないのでは？	「下衣の着衣時の動作で足腰で重心保てず、片手が十分に力はいらずバランスがとりにくい」ので「トイレに手すりを設置しつかまる所をつくり、着衣動作の安定化がはかれる」とあり、図面で左手側壁にL字。
71	—	本人にとっての効果が不明	「別棟にいる介護者は、用事があると外を廻って行かねばならず時間もかかるので不便を感じている。本人もすぐに来ないことで不安。」（離れの渡り廊下の工事）
72	—	LDと廊下の間のスロープは必要か？	現況図面に「LD（-30）」「廊下（-30）」とあり、改修計画に該当部分にミニスロープ（LD側、廊下側の二つ）。（基準レベル表示なく、おそらく敷居と床の段差が30という意味であろう）
85	—	浴槽扉の取っ手を手すり代わりにしない方がよい 浴槽出入りは大丈夫か？	入浴の「浴室出入口出入り」（内開きでシャワーいす使用しづらい）、「洗い場での姿勢保持」（おそらくシャワーいす使えないこと）のために「折れ戸に変更（扉に手すりもある）」
86	—	折れ戸の取っ手を手すり代わりに使うのは危険では？	85に同じ（夫婦で別々に申請）
113	—	改修方針不明	「浴室内的段差解消もしくは浴室内外及び浴槽内の手すり設置により、介護者の介助負担の軽減につながり、本人・介護者が安心して安全な入浴ができるようになる。」
39	図面上の縦手すり（勝手口、トイレ内、脱衣室内）の設置位置が妥当か？	—	理由書で「勝手口出入り」「便器からの立ち座り」「トイレ出入口出入り」「浴室までの移動」「浴室出入口出入り」を改善目的として、「手すりを設置することで○○が不安なくできる」として、図面上に縦手すりを設置するとしている。
51	浴室の横手すりは右側でよいか	—	「シャワーチェアに座って浴槽に足を入れる際、つかまる所がなく困っている」ので「浴槽に向かって右壁に横手すりを付け身体を支えられるようにする」との記述があり、図面に横手すりと浴槽奥のL字手すりの設置位置が示される。
57	「階段床面段差解消」だが図面では段差140（改修前）→145（後）？	—	「外階段の手すり・踏み面劣化により移動が不安定」なので「階段昇降部分の両側に手すり設置し、階段床面の段差解消により動作が容易になる」
81	廊下（居間入り）手すりの位置は妥当か	—	「玄関～廊下～居間～移動の際、右側に横手すりがある。その後居間まで行くのに左側に横手すりがあれば途切れずにつかまつたまま移動できる」
84	階段手すりが降りる時左側で握力問題なし？	—	理由書に「階段の昇る時の右側に手すりをつける。」

資料 3-7 「困難状況」と「改修項目」の関係の妥当性が欠けていると判断された事例

事例	事務職（主担当）	理学療法士	「理由書」等資料内容
77	入浴関係動作の困難に対して、居室周りの改修項目は	浴室手すり、居室について記載なし	困難状況は「浴室出入口出入り」「浴室内移動」に関して記されているが、改修項目にはその他に、リビングと和室の段差解消も。
78	脱衣室に入る動作なら廊下側に手すりがよい。	脱衣室に入る際の手すりは脱衣室外側が妥当では？ 玄関手すりは上がり框から遠すぎる	「居室～脱衣室の移動で転倒の危険」「廊下より脱衣室入口で方向が変わることから、身体が安定せず転倒の危険」で「廊下と脱衣室柱に手すり設置」 玄関手すりは図面の間違いで、下駄箱が框まではなく、計画手すりで昇降可能。
84	浴槽脇縦手すりの位置これでよいか 浴室から出る時の手すりは必要ないか（オフセット？）	浴槽出入り用の縦手すりは、立ち上がりも考えて L 字がよいのでは？	「浴槽跨ぐ際、及び立ち上がる際、つかまる所がなく不安定」なので「浴槽向かって左側壁に縦手すり（跨ぎ安定）、浴槽向う正面窓下に横手すり（立ち上がり転倒防止）を設置」 「特に入浴後浴室出入口段差を越えるのが不安定になる」ので「出入口脱衣室側に縦手すり設置」
109	トイレ内の手すりは横でよいのか。L型は検討したか。	トイレの手すり、横のみで良いか？	トイレ内での困難状況は「便座に座る時、立ち上がる時つかまる所が無くて介助者が抱えている状態」とあるのに対し、改修項目、箇所は「手摺の取り付け」「トイレ内」とある。図面上で便器の両横側に I 型横手摺が確認できる。
39	浴室出入りが不安とあるが、図面上の位置（脱衣室内縦）でよいのか？	浴室手すり L 字ではなく、縦ではだめか？	理由書で「浴室までの移動」「浴室出入口出入り」を改善目的として、「手すりを設置することで○○が不安なくできる」として、図面上に縦手すりを設置している。 理由書で「浴室内移動」が不安で、「手すりをつけて、浴室内移動を不安解消」と記述され、図面（写真で）浴室壁（腰掛の前面）に L 字型手すり。
49	トイレ手すり 1 本で困難状況 3 点が解決できるのか？ 玄関アプローチの手すりは段差先まで延長したほうがよいのでは？	居間ドアの吊り元変更の理由は？	排泄では「立ち座りといった動作がしにくい。入ってから 180 度身体の向きを変えるのが困難。出入口に段差があるため不安」なので「トイレ内出入口脇に手すり設置し不安を解消、移動を安全にスムーズに行うことができる」とし、図面（写真）でトイレ内の出入口開き戸脇（便座から左手で握れる位置）に縦手すりを 1 本設置することが示される。 「玄関アプローチに段差がありつかまるものがなく不安」で「手すり設置」とあり写真で段差上まで横手すりが設置されること示される。 居間ドア吊り元変更については理由書には該当記述チェックがなく、図面（写真）に「リビングドアの吊り元を変更」とある
54	トイレ手すり設置位置はよいか？ 浴室既存手すり位置？ 外階段手すり短い？	門の手すりは 2 段分しかカバーしていないが大丈夫か？	「便器立ち上がりと腰掛け」が困難で「トイレ内に L 型手すりを設置し立ち上がりと腰掛動作を安定させる」とあり図面で 1 階は左側、2 階は右側に設置を指示（いずれも側面出入口でその反対側）。 図面上、浴槽既存手すりと新設手すりが判明できず 「門に 3 段段差あり、柱等につかまって移動しており不安定」なので「外部段差部分に手すり設置し転倒不安を解消する」とあり、図面で 2 段分に手すり設置されることが提示される
68	手すりは、身体から離れた位置になるので力が入りづらくないか？	手すりの上端部、延長部分長い方がよいのでは？	外階段横に手すりを設置する工事。昇降時につかまる所がなく転倒の危険あり不安。膝の痛みがあるため負担も大きい。手すり設置の平面図・立面図あり。
124	駐車場側の横手摺は必要か？	玄関から道路までの手すりは必要ないか？	「両下肢筋力低下顕著でつかまる所がなく上がり框の昇降が困難。また外玄関移動の際も同じく、つかまる手すりなく、また段差での躊躇で転倒がある。」なので「手摺の取り付け」「段差の解消」（内玄関、外玄関）。図面上では手摺の位置の記入なし。写真にて玄関先駐車場の車止め後方に横手摺が見られる。
20	—	居室の手すりはなぜ L 字？	「居室からトイレ・浴室までの移動がつたい歩きだが、すり足でバランスも悪く転倒の危険」なので「動線を確保して安全に移動」とあり図面に居室内出入口に L 字手すり（逆側には縦手すり）
45	—	外階段の手すり設置位置は、回り階段の内側になり、踏み面が小さい側で危険性は？	「玄関～門の外階段でつかまる所がなく転倒の危険」なので「外階段に手すりを設置し安全に階段昇降できるようにする」とあり、図面で 90 度曲がる階段の内側に設置することが示されている。

58	—	玄関手すりに横手すりがなくて大丈夫? (靴を履くときに横手すり必要ない?)	玄関「上がり框昇降」「履物着脱」(「あがり框での靴の履き脱ぎが不安定」)なので、「上り框昇降部に手すり設置し、昇降動作、靴の脱ぎ履き動作を安定化」とあり、図面で上り框段差部分に縦手すり 1本設置が指示。」
69	—	浴槽横の手すりは座った時に背後の位置になるのでは?	「浴槽内に腰をおろすと立ち上がれない」 図面で浴槽短辺に横手すり。
71	—	スロープの詳細不明 (渡り廊下の高さ、スロープ勾配)	通路面の変更で動線を短縮化・屋内化する改修であることが理由書に記述され、図面で、渡り廊下 (スロープあり) を増築する工事と判明
85	—	浴槽扉の取っ手を手すり代わりにしない方がよい 浴槽出入りは大丈夫か?	入浴の「浴室出入口出入り」(内開きでシャワーいす使用しづらい)、「洗い場での姿勢保持」(おそらくシャワーいす使えないこと)のために「折れ戸に変更 (扉にてすりもある)」
86	—	折れ戸の取っ手を手すり代わりに使うのは危険	85に同じ (夫婦で別々に申請)
113	—	ユニットバスにするとしてもなぜ段差解消や床材の変更が必要か書くべき。 シャワーキャリーを使うなら床材変更必要ないのでは?	困難状況は、「浴室への出入口段差や浴室内に手すりが全くないため、自力での歩行可能となつても、キャスター付きシャワーチェア利用するにしても、入浴介助が困難であり自宅での入浴ができない。」 改修箇所に「現在の浴室の床、壁全体がタイル面であり複数の手すり設置工事が難しく、また浴槽が深く石材でありやはり手すり設置困難になっている。他、段差解消、床材変更等を考えユニットバスに変更」とある。
114	—	浴室までの移動、衣服の着脱に対応する改修はどの部分か?	改修項目は「脱衣場」「浴室入口」「洗い場」「浴槽脇」に「手すりの取りつけ」改善しようとしている生活動作は「浴室までの移動」「衣服の着脱」「浴室出入口の出入」「浴室内での移動」「浴槽の出入」「浴槽内での姿勢保持」にチェックがある。 困難状況は「下肢筋力低下して転びやすくなつた。一人で入浴する事に不安がでてきた。」
117	—	階段の曲がり部分に縦手摺は必要? (理由書には記載なし)	その他の動作「居室から玄関までの廊下」に対応する改修箇所「廊下」(手すりの設置)について記載漏れ。(改修目的には廊下の壁に手摺りを付け…と記載あり) → 事務職員による加筆あり。 その他の動作「1階から2階への階段」について、「2階に寝室がある為階段を利用しているが、下肢に力が入らず不安定のため両脇の壁に手をついて支えるようにして上がり降りしている。しっかりとつかまれないため不安定である」とある。 これに対し改修箇所は理由書には「2階から見て階段左側壁」に手すりのみ記載されているが図面には記載の横手すりのほかに階段の曲がり部分に1200mmの縦手摺が載っている。
23	トイレ L字手すり位置 (腰掛けた左側) 逆の方がよくないか?	—	「トイレ出入り (出入口段差につまずく危険あり)」「便器立ち座り (立ち上がり時につかまる所なく介助必要)」「衣服着脱 (着脱時姿勢保持困難)」「トイレ内移動 (出入口までは壁伝い歩き)」なので「手すり設置 (左側にL字)すれば、出入り、トイレ内移動が安全になり、着脱衣の姿勢保持が可能になる」
28	トイレに縦 1 本で姿勢保持可能か?	—	「立ち座り (つかまる所なく不安)」で「トイレ内に手すり設置」、「排泄時の姿勢保持 (つかまる所なく不安)」はあるが改修方針には該当記述なし (図面で縦手すりであること判明)
72	段差の現況と改修後の想定が不明	—	現況図面に「LD (-30)」「廊下 (-30)」とあり、改修計画に該当部分にミニスロープ (LD 側、廊下側の二つ)。(おそらく敷居と床の段差が 30 という意味)
75	便器立座りに横手すりだが、L がよいのでは?	—	立ち上がりのための手すりであることが理由書に記述され、改修計画図面には便器側面に横手すり。

資料 3-8 「理由書」事前申請時の確認シート改訂版

No. _____ 申請受理年月日 _____ 記入（受理）者 _____
 申請書提出者（ア、介護支援専門員 イ、施工事業者 ウ、利用者家族 エ、その他 _____）

総合的状況の確認（理由書 1枚目のポイントをメモ）

利用者の身体状況／介護状況	住宅改修によって得ようとする生活目標
---------------	--------------------

改修目的と改修項目の関係についてのチェック

チェック項目	問題の有無／内容	対応と対応結果
改善しようとする動作と改修項目の対応関係 理由書 2枚目：「改善する生活動作」「具体的困難状況」「改修項目（箇所）」に一貫性があるか	問題なし 問題あり： _____	介護支援専門員に確認 (窓口・電話) 結果
「具体的な困難状況」の具体性 理由書 2枚目：「具体的困難状況」の記述内容は具体的か（「改善する生活動作」の選択肢の文言が繰り返されていないか）	問題なし 問題あり： _____	介護支援専門員に確認 (窓口・電話) 結果
自立支援目的の妥当性 理由書 1枚目：「身体状況」「生活目標」、2枚目「困難状況」「改修目的・期待効果」から判断して、自立支援目的といえるか	問題なし 問題あり： _____	PT に確認・相談 介護支援専門員に確認 (窓口・電話) 結果

改修内容・方法の妥当性についての確認：理由書（「困難状況」「身体状況」「改修方針」「改修項目（箇所）」）および、図面をもとに判断する

問題の有無／内容	対応と対応結果
問題なし 問題あり： _____	PT に確認・相談 介護支援専門員に確認（窓口・電話） 結果

厚生労働科学研究費補助金（長寿科学総合研究事業）
分担研究報告書

第4章 目的達成に関する事後評価の実施上の課題－「理由書」記載内容の分析－

主任研究者 鈴木 晃（国立保健医療科学院）
分担研究者 阪東美智子（国立保健医療科学院）

要旨 住宅改修の事後評価を実施するうえでの課題を明らかにするために、評価対象として目的達成度に注目し、達成度が的確に評価できる課題設定が「理由書」上にどの程度記載されているかを確認しようとした。このため、千葉県B市で平成18年度に給付決定された住宅改修の「理由書」（n=399）を対象とし、「改善しようとする生活動作」（全19項目）別に「具体的な困難状況」（自由記載）を分類整理した。そのなかで、具体的記載がされていない事例を改修目的の明確化が不十分な事例とみなし、目的達成度の評価を行う上でも課題となると考え、これらの事例について集計分析した。

たとえば「改善しようとする生活動作」が「便器からの立ち座り」であった事例は173例であったが、そのうちの102例は「具体的な困難状況」で「立ち上がり動作」の問題に特定して記載されており、改修目的が明確化されているため、適切な改修計画の立案および目的達成の評価が可能となると考えられた。一方、「具体的な困難状況」の記載内容が、「改善しようとする生活動作」の選択肢に表現されていることの繰り返し、あるいはそれ以下のものを「具体的記述のない事例」とすると、全体では35%がそれに該当した。「浴槽内の姿勢保持」「洗い場での姿勢保持」「排泄の後始末」など8項目では、5割以上が「具体的記述のない事例」であった。「改善しようとする動作」のチェック数が多いほど「具体的記述のない事例」の割合が高く、これらは改修目的の明確化が不十分で評価も的確に実施されないものを多く含んでいる可能性が示唆された。

適切な改修計画を立て、改修後の目的達成に関する評価を的確に実施するためには、改修目的のさらなる具体化が図られることが重要であり、「理由書」の「具体的な困難状況」の確認・記載方法を誘導することが必要と考えられる。

1. 目的

本稿では、住宅改修の事後評価を実施するうえでの課題を明らかにするために、評価対象として改修目的の達成度に注目した。改修後に達成度が的確に評価されるためには、改修前の課題設定が具体化されていることが必要であるとの認識に立ち、「理由書」上にそれがどの程度具体化されているかを確認し、「理由書」標準様式の活用上の課題を示すことを目的としている。

住宅改修の事後評価における評価対象項目はいくつか考えられ、「ADL（日常生活動作）」や「要介護度」「介護負担感」なども改修前後の比較によって、住宅改修の効果を測る指標とされることも多い。ただしこれらの評価指標は、事例によってはその変化を測ることに意味を有さないものも含まれる。たとえばADLが改修前から「自立」している事例では、改修後にそれがプラス方向に変化する可能性はないので、そのことで改修効果を測ることはできな

い。どういう目的で住宅改修がなされたかによって、評価指標が選択されることになる。

その意味では改修目的が何であったとしても、その目的の達成度はすべての改修事例共通の評価指標となり、改修目的が達成されたかどうかは最も基本的な評価指標といえよう。これまで、住宅改修の事後評価が困難であったのは、改修目的が明確にされていなかったことが主たる要因である。「理由書」標準様式では、改修目的をいくつかのレベルで記述することを求めているが、とくに住宅改修が直接影響を与えるとする「動作レベル」については、その課題が具体化されていることが適切な改修計画に導くと同時に、目的達成度の的確な評価につながる。これは、かつては「入浴動作が不安定なので浴室に手すりを」と依頼されていた施工者が一般的な場所に手すりを設置して具体的な動作の改善に役立たないものが多かったものが、「理由書」標準様式の活用によって「浴室の出入り動作が不安定なので」と依頼されることによって、より適切な改修に近づくものが増加する、と想定されていることと共通する。

「浴室の出入り動作」までの具体化は「理由書」標準様式の選択肢を選ぶことで図られるが、それが困難なのは「浴室に入るときの動作」なのか「浴室から出るときの動作」なのかが判明するかどうかは自由記載に委ねられている。「入る動作」と「出る動作」では、たとえば手すりの設置位置は異なる可能性があり、適切な改修計画や的確な事後評価のためにはこのレベルの具体化が求められる可能性が高い。

そこで本研究では、「理由書」標準様式の自由記載欄「具体的な困難な状況」の記載レベルを確認し、その活用上の課題を明らかにしようとした。

2. 方法

千葉県B市において、平成18年度に給付決定された住宅改修399件すべてを調査対象とした。事前申請時に提出された「理由書」から、「改善しようとする生活動作」（「排泄」に関する選択肢6項目、「入浴」に関する選択肢7項目、「外出」に関する選択肢6項目、その他を除く全19項目）別に、「具体的な困難な状況」（自由記載）を分類整理した。B市は、住宅改修について保険者が積極的に関わりを持とうとしており、介護支援専門員に対する「理由書」の意図や作成方法についての研修を継続的に実施している。したがって、「理由書」作成についての介護支援専門員の意識と技術は相対的に高いことが想定される。

分類にあたっては、改修手段の適切な選択に関係すると考えられ開発された「バリアフリー化情報提供システム」((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)の「住宅改善コーナー」の選択肢を参考にした¹⁾。ただし「バリアフリー化情報提供システム」では、介護保険の住宅改修の範囲を超えて、住環境整備の方法についての情報を提供しているため、たとえば暖房対策や照明器具での対応といった対策と関連する「困難な状況」はここでは割愛した。

困難な状況の具体化のレベルについては、「具体的な困難な状況」（自由記載）の記載内容が「改善しようとする生活動作」の選択肢に表現されていることの繰り返し、あるいはそれ以下の表現内容のものを「具体的記述のない事例」として、「改善しようとする生活動作」別に集計した。

なお、資料の提供にあたっては、B市と個人情報の扱いに関する取り決めについて文書を取り交わし、個人が特定される情報（「理由書」1枚目の「利用者」「作成者」欄）を削除したデータと、別途「年齢」「要介護認定」に関する分類データのみ提供を受けた。

3. 結果および考察

3.1 「改善しようとする生活動作」

住宅改修において、そのターゲットとなる課題は何か、「理由書」に記載された「改善しようとする生活動作」の集計結果を表4・1に示した。分析対象の合計は399で、要介護度別にみると「要支援1・2（経過的要介護を含む）」が106（27%）、「要介護1」が110（28%）、「要介護2」62（16%）、「要介護3」72（18%）、「要介護4・5」が49（12%）であった。

まず、全体の傾向について「排泄」「入浴」「外出」といった生活行為でみると、最も多かった生活行為は「外出」で、全体（399件）の59%が「外出」に関する何らかの動作を改善目的としていた。ついで「排泄」57%、「入浴」51%の順であった。これを要介護度別にみると、「外出」では「要介護2」で若干割合が高くなるが（65%）、「要支援（経過的要介護を含む）」から「要介護4・5」までほとんどその差は認められなかった。「排泄」では、「要介護2」でピークとなり（66%）、両側で徐々にその割合が低下し「要支援」で最も低くなった（48%）。「入浴」では、「要支援」で最も高い割合を示し（60%）、重度になるにしたがってそれは低下する傾向を示した。

生活動作のレベルでみると、全体で最も多かったのは「便器からの立ち座り（移乗を含む）」で、住宅改修を実施した事例の43%は「便器からの立ち座り」を改善目的としていた。ついで「浴室出入口の出入り（扉開閉を含む）」37%、「浴槽の出入り（立ち座りを含む）」32%、「出入口から敷地外までの屋外移動」31%、「上りかまちの昇降」30%の順であった。要介護度別にみると、若干の相違は認められるものの、これらの5つの動作はいずれの要介護度でも高い割合を示していた。さらに、「要介護4・5」では「入浴」関連の動作が減り、「トイレ

までの移動」「出入口までの移動」「トイレ出入口の出入り」など屋内の主要動線上の動作が上位に上ってくることに若干の特徴が示された。

なお、「その他の動作（行為）」欄に記載されていたもので、「居室間の移動」（56例）、「階段昇降」（43例）、「室内移動」（11例）は、本来は「排泄」「入浴」「外出」といった生活行為のなかに位置づけられて、たとえば「トイレまでの移動」にチェックされるべきものである。しかしながら、そのような表現になっていなかったものについては該当する生活行為が不明のため、「その他」のままで全体を集計した。

3.2 「改善しようとする生活動作」別「具体的な困難な状況」の細分類

改修手段を適切に選択できるような「困難状況」の細分類項目をあらかじめ設定し、自由記載の内容がどの項目に該当するかを判断し分類した。たとえば、段差解消であっても、その昇降が困難（不安定）なのか、小さい段差につまずく危険があるのかでは、スロープの設置の適否が異なる（前者はスロープでは対応できない場合も少なくない）。立つ動作と座る動作を支持するための手すりの設置位置は異なる可能性があるし、浴室から出るときにつかまる手すりと浴室に入るときにつかまる手すりでは、前者は浴室側、後者は脱衣室側になる。

改修手段の選択が適切に行なえるようにするために必要な「困難状況」の具体化レベルを考慮して、細分類の選択肢を設定した。なお、「移動」や「出入口の出入り」では、移動手段（歩行、車いす等）によって問題が異なるため、移動手段別に選択肢を設定した。同様に「衣服の着脱」「浴槽への出入り」では、立った状態でその動作を行うか、座った状態で行うかを区別して選択肢を設定した。それぞれの「改善しようとする動作」の細分類の選択肢を表4・2

表 4・1 改善しようとする生活動作

		合計 N=399	要支援 経過的 N=106	要介護 1・2 N=110	要介護 1 N=62	要介護 2 N=72	要介護 3 N=49	要介護 4・5 N=49
排泄	トイレまでの移動	107 (26.8)	17 (16.0)	34 (30.9)	21 (33.9)	16 (22.2)	19 (38.8)	
	トイレ出入口の出入（扉開閉含む）	106 (26.6)	15 (14.2)	32 (29.1)	24 (38.7)	21 (29.2)	14 (28.6)	
	便器からの立ち座り（移乗含む）	173 (43.4)	43 (40.6)	49 (44.5)	29 (46.8)	33 (45.8)	19 (38.8)	
	衣服の着脱	42 (10.5)	8 (7.5)	7 (6.4)	6 (9.7)	13 (18.1)	8 (16.3)	
	排泄時の姿勢保持	58 (14.5)	10 (9.4)	20 (18.2)	12 (19.4)	9 (12.5)	7 (14.3)	
	後始末	24 (6.0)	3 (2.8)	8 (7.3)	5 (8.1)	6 (8.3)	2 (4.1)	
	排泄に関するいざれかの動作	226 (56.6)	51 (48.1)	67 (60.9)	41 (66.1)	41 (66.9)	26 (53.1)	
	浴室までの移動	65 (16.3)	12 (11.3)	22 (20.0)	9 (14.5)	13 (18.1)	9 (18.4)	
	衣服の着脱	18 (4.5)	6 (5.7)	4 (3.6)	4 (6.5)	2 (2.8)	2 (4.1)	
	浴室出入口の出入（扉開閉含む）	148 (37.1)	45 (42.5)	37 (33.6)	27 (43.5)	28 (38.9)	11 (22.4)	
浴	浴室室内での移動（立ち座り含む）	109 (27.3)	32 (30.2)	29 (26.4)	19 (30.6)	19 (26.4)	10 (20.4)	
	洗い場での姿勢保持（洗体洗髪含む）	36 (9.0)	8 (7.5)	8 (7.3)	8 (12.9)	8 (11.1)	4 (8.2)	
	浴槽の出入（立ち座り含む）	127 (31.8)	44 (41.5)	41 (37.3)	21 (33.9)	14 (19.4)	7 (14.3)	
	浴槽内での姿勢保持	44 (11.0)	15 (14.2)	8 (7.3)	8 (12.9)	8 (11.1)	5 (10.2)	
	その他	1 (0.3)	0 (0)	0 (0)	1 (1.6)	0 (0)	0 (0)	
	入浴に関するいざれかの動作	204 (51.1)	64 (60.4)	59 (53.6)	31 (50.0)	30 (41.7)	20 (40.8)	
	出入口までの屋内移動	78 (19.5)	15 (14.2)	21 (19.1)	14 (22.6)	16 (22.2)	12 (24.5)	
外	上りかまちの昇降	118 (29.5)	32 (30.2)	39 (35.5)	18 (29.0)	17 (23.6)	12 (24.5)	
	車いす等、装具の着脱	5 (1.3)	0 (0)	0 (0)	1 (1.6)	3 (4.2)	1 (2.0)	
	履物の着脱	43 (10.8)	15 (14.2)	12 (10.9)	9 (14.5)	4 (4.2)	3 (6.1)	
	出入口の出入（扉開閉含む）	26 (6.5)	2 (1.9)	4 (3.6)	3 (4.8)	9 (12.5)	8 (16.3)	
	出入口から敷地外までの屋外移動	122 (30.6)	37 (34.9)	25 (22.7)	21 (33.9)	22 (30.6)	17 (34.7)	
	その他	1 (0.3)	1 (0.9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	外出に関するいざれかの動作	236 (59.1)	63 (59.4)	63 (57.3)	40 (64.5)	41 (56.9)	29 (59.2)	
その他	階段昇降	43 (10.8)	20 (18.9)	14 (12.7)	4 (6.5)	2 (2.8)	3 (6.1)	
	居室間移動	56 (14.0)	18 (17.0)	17 (15.5)	6 (9.7)	9 (12.5)	6 (12.2)	
	室内移動	11 (2.8)	5 (4.7)	1 (0.9)	2 (3.2)	2 (2.8)	1 (2.0)	
	その他	14 (3.5)	5 (4.7)	5 (4.5)	1 (1.6)	3 (4.2)	0 (0)	

～4・4に示した。

1) 「排泄」

表4・2は、「排泄」に関する「改善しようとする動作」の細分類別事例数である。

「トイレまでの移動」を「改善しようとする動作」として選択した107事例の「具体的な困難な状況」の自由記載を検討したところ、「つかまる所がなく、歩行が不安定」に該当するものが60例で多数を占めた。ついで「敷居などの段差で、車いすが走行しにくい」10例、「(小さな)段差があり、つまずく危険がある」7例であり、あとは表にあるように分散した。「トイレまでの移動が不安定」といった「理由書」選択肢の表現を繰り返しているにすぎない事例（「詳細記述なし」）が7例、また「トイレまでの移動」の選択肢はチェックされていながら自由記載の「具体的な困難な状況」欄には該当する記述がないもの（「該当記述なし」）も7例含まれていた。

「トイレ出入口の出入り」106事例では、「(小さい)段差があり、つまずく危険がある」に該当するものが20例、「(大きな)段差があり、昇り降りが不安定」17例、「出入口の扉の開閉が困難」16例、「敷居などの段差で、車いすの出入りが困難」10例が多かった。

「便器からの立ち座り（移乗を含む）」173事例では、立ち上がり動作と腰掛ける動作を区別している記載が目立った。「洋式便器からの立ち上がりが不安定」に該当するものが最も多く102例であった。「洋式便器に腰掛ける動作が不安定」は34例（このなかには「立ち上がり動作」と「腰掛ける動作」ともに不安定というものを含む）であった。そのほか、「トイレ内での移動」（たとえばトイレ出入口から便器までの移動など）11例、「トイレ内で身体を回転させる動作が不安定」9例がここに含まれていた。「立ち座り（移乗を含む）」という選択肢

表現に、このような周辺動作が含まれていて、その問題を指摘していることは、動作確認がかなりしっかりととなされている事例であることを見ているといえよう。

「衣服の着脱」42例では、「つかまる所がなく、上げ下ろし動作が不安定」といった内容・具体化レベルの記載が13例あったほかは、多くは「衣服の着脱が困難」という「詳細記述なし」10例と「該当記述なし」の16例であった。

「排泄時の姿勢保持」の58例でも、「腰掛け便器」「和式便器」「小便器」といった便器の種類を区別している事例はあったが、「詳細記述なし」12、「該当記述なし」27が多くを占めた。

「後始末」24例でも「詳細記述なし」2、「該当記述なし」16が多かった。これは「後始末」という抽象的な表現の選択肢であったことも要因の一つであろう。

2) 「入浴」

表4・3は、「入浴」に関する「改善しようとする動作」の細分類別事例数である。

「浴室までの移動」65例では、「つかまる所がなく歩行が不安定」が30と最も多く、「トイレまでの移動」とほぼ同様の傾向であった。

「衣服の着脱」18例では、「つかまる所がなく、着替え動作（立位）が不安定」が4、「(座って着替えた後)立ち上がる事が困難」が4で、その他はすべて「該当記述なし」であった。

「浴室出入口の出入り」148例では、段差の問題を指摘しているものが91例と多く、なかにはその困難状況を詳細に特定しているものも含まれている。「段差の昇り降りが不安定」に該当する65例とは別に、「段差を降りる、あるいは昇る動作が不安定」と降りる（場合によっては昇る）動作に特定している事例が12ほどあった。「昇降」は「出入り」と対応していて、いずれの動作が困難なのかによって、た

表 4・2 「排泄」に関する「改善しようとする動作」の内容（細分類）

1. トイレまでの移動	N=107	3. 便器からの立ち座り（移乗を含む）	N=173
[歩行・杖の場合]			
1.つかまる所がなく、歩行が不安定	60	1.和式便器でしゃがむ・立ち上がる動作が困難	7
2.(大きな)段差があり、昇り降りが不安定	3	2.洋式便器からの立ち上がりが不安定	102
3.(小さな)段差があり、つまづく危険がある	7	3.洋式便器に腰掛ける動作が不安定	34
4.途中の扉の開閉が困難	3	4.車いすから便器への移乗が困難	3
5.途中の階段の昇降が不安定	3	5.トイレ内で身体を回転させる動作が不安定	9
6.トイレまで遠く、移動が大変	3	6.トイレ内での移動が不安定	11
7.その他（途中で立ち上がり／経路ガイド）	5	7.その他	0
[車いす・シャワーキャリー・歩行器の場合]			
11.床が畳等で、車いすが走行しにくい	2	10.詳細記述なし	37
12.敷居などの段差で、車いすが走行しにくい	10	00.該当記述なし	15
13.途中の扉の開閉が困難	1		
14.途中の扉の幅が狭く、通行に支障	1	4. 衣服の着脱	N=42
15.通路幅が狭く、通行に支障	1	1.つかまる所がなく、上げ下ろし動作不安定	13
16.途中の階段の昇降が困難	0	2.その他（衣服着脱動作の際の立位保持困難）	3
17.トイレまで遠く、移動が大変	0	10.詳細記述なし	10
18.その他	0	00.該当記述なし	16
10.詳細記述なし	7		
00.該当記述なし	7		
2. トイレ出入口の出入	N=106	5. 排泄時の姿勢保持	N=58
[歩行・杖の場合]			
1.(大きな)段差があり、昇り降りが不安定	17	1.座位姿勢が不安定（上体が傾く）	11
2.(小さな)段差があり、つまづく危険がある	20	2.和式便器での姿勢保持が困難	5
3.出入口扉の開閉が困難	16	3.小便器使用時の立位保持が困難	3
4.出入口扉の開き勝手が動作の妨げになる	5	4.その他	0
5.出入口の幅が狭く、通りにくい	3	10.詳細記述なし	12
6.その他（入口で立ち上がり）	1	00.該当記述なし	27
[車いす・シャワーキャリー・歩行器の場合]			
11.敷居などの段差で、車いすの出入が困難	10	6. 後始末	N=24
12.出入口扉の開閉が困難	1	1.お尻を拭く動作が困難	2
13.出入口扉の開き勝手が移動の妨げになる	1	2.紙をとりにくい	0
14.出入口扉の幅が狭く、通りにくい	5	3.水を流す動作が困難	1
15.その他（出入口で車いすから立ち上がり）	4	4.手を洗う動作が困難	0
10.詳細記述なし	16	5.その他（和式便器／人工肛門パウチ）	3
00.該当記述なし	17	10.詳細記述なし	2
		00.該当記述なし	16

表 4-3 「入浴」に関する「改善しようとする動作」の内容（細分類）

1. 浴室までの移動	N=65	4. 浴室内での移動（立ち座りを含む）	N=109
[歩行・杖の場合]			
1. つかまる所がなく、歩行が不安定	30	1. つかまる所がなく、歩行が不安定	32
2. (大きな) 段差があり、昇り降りが不安定	2	1' シャワーキャリーの走行不安定	0
3. (小さな) 段差があり、つまづく危険がある	6	2. 床が滑り移動が不安定	13
4. 途中の扉の開閉が困難	6	3. 立ち座りが不安定	9
5. 途中の階段の昇降が不安定	2	3' 立ち上がり (腰掛け動作) が不安定	21
6. その他 (経路ガイド)	1	4. 方向転換動作が不安定	1
[車いす・シャワーキャリー・歩行器の場合]		5. 扉の開き勝手が動作の妨げになる	2
11. 床が畳等で、車いすが走行しにくい	1	6. その他 (視力障害安全確保／座位横移動)	2
12. 敷居などの段差で、車いすが走行しにくい	5		
13. 途中の扉の開閉が困難	0	10. 詳細記述なし	18
14. 途中の扉の幅が狭く、通行に支障	1	00. 該当記述なし	23
15. 通路幅が狭く、通行に支障	1		
16. 途中の階段の昇降が困難	0	5. 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) N=36	
17. その他	0	1. 洗体・洗髪の際の座位姿勢が不安定	4
10. 詳細記述なし	4	2. 洗体・洗髪の際の立位保持が不安定	4
00. 該当記述なし	11	3. 水栓金具・シャワーの操作が困難	0
		4. その他	0
2. 衣服の着脱	N=18	10. 詳細記述なし	7
[立って着替える場合]		00. 該当記述なし	22
1. つかまる所がなく、動作が不安定	4		
2. 狹くて動作がしにくい	0	6. 浴槽の出入 (立ち座りを含む) N=127	
3. その他	0	[立って出入りする場合]	
11. 立ち上がりが困難	4	1. 跨ぎ動作が不安定	37
12. 座位の保持が不安定	0	2. 立ち座り動作が不安定	9
13. 狹くて動作がしにくい	0	2' 立ち上がり動作が不安定	19
14. その他	0	3. 方向転換動作が不安定	1
00. 該当記述なし	10	4. 浴槽から出る動作が困難	2
		5. その他 (視力障害安全確保)	2
3. 浴室出入口の出入	N=148	[腰掛けて出入りする場合]	
[歩行・杖の場合]		11. 座位の横移動が困難	1
1. (大きな) 段差があり、昇り降りが不安定	65	12. 浴槽へ入る動作が困難	1
1' 段差を降りる (昇る) 動作が不安定	12	13. 浴槽から出る動作が困難	1
2. (小さな) 段差につまづく危険がある	12	14. その他	0
3. 床が滑りやすく浴室に入る際に不安定	5		
4. 出入口扉の開閉動作・出入り動作が不安定	21	10. 詳細記述なし	50
5. 出入口扉の開閉が困難 (ノブ操作を含む)	2	00. 該当記述なし	17
6. その他 (視力障害安全確保)	2		
[車いす・シャワーキャリー・歩行器の場合]		7. 浴槽内の姿勢保持 N=44	
11. 段差で、車いすの出入が困難	2	1. 身体が浮いて、不安定	2
12. 出入口扉の開閉が困難	0	2. 足腰が曲がりにくく肩まで湯に浸かれない	0
13. 出入口扉の幅が狭く、通りにくい	0	3. その他 (床滑る／脚伸ばせない)	3
14. その他 (車いすからの立ち上がり)	2		
10. 詳細記述なし	24	9. 詳細記述なし	13
00. 該当記述なし	15	0. 該当記述なし	26
		8. その他 N= 1	
		1. 給湯器スイッチの操作が困難	1

とえば手すりの設置位置は異なってくる可能性が高く、適切な改修を行なうための適切なアセスメントが行なわれている事例といえよう。段差問題以外では「出入口扉の開閉動作（出入り動作）が不安定」というものも 21 例を数えた。

「浴室内での移動（立ち座りを含む）」109 例では、「つかまる所がなく歩行が不安定」32 とほぼ同数の「立ち座り」問題が指摘されていた。後者では「立ち座りが不安定」9 例とは別に、より詳細に動作を特定している「立ち上がり、あるいは腰掛ける動作が不安定」21 例となつた。

「洗い場での姿勢保持（洗体・洗髪を含む）」36 例では、「座位」か「立位」かの区別がなされていた事例がそれぞれ 4 で、それ以外は「詳細記述なし」18、「該当記述なし」23 であった。

「浴槽の出入り（立ち座りを含む）」127 例では、「跨ぎ動作」37、「立ち座り動作」9 と「立ち上がり動作」19 が多かった。少數ではあつたが座位での出入り時の困難や「方向転換動作」を指摘するものもあった。「詳細記述なし」50、「該当記述なし」17 であった。

「浴槽内の姿勢保持」44 例では、5 例を除いて「詳細記述なし」「該当記述なし」であった。

3) 「外出」

表 4-4 に「外出」に関する「改善しようとする動作」の細分類別事例数を示した。

「出入口までの移動」78 例では、「トイレまで」「浴室まで」と同様に、「つかまる所がなく歩行が不安定」が 43 と最も多かった。

「上がり框の昇降」118 例では、何らかの理由が付された「段差の昇降動作が不安定」というものが 76 例を占めた。ただ、ここでも「昇る動作」と「降りる動作」を区別しているものが合計 18 例あった点は注目されよう。

「履物の着脱」43 例では、「着脱中の立位保持が不安定」11、「着脱後の立ち上がり動作が不安定」9、「着脱のための腰掛け動作が不安定」4 が主要な内容であった。

「出入口の出入り」26 例では、「内外の段差昇降が不安定」5、「段差で車いす通行に支障」4、「ドアの開閉動作が不安定」3 が主要な内容であった。

「出入口から敷地外までの屋外移動」122 例では、「外階段やステップの昇降が不安定」が 77 例で最も多かった。さらに「昇り」「降り」を区別した記述も 5 例あった。

3.3 「困難状況」の具体化が図られていない事例

「具体的な困難な状況」（自由記載）の記載内容が「改善しようとする生活動作」の選択肢に表現されていることの繰り返し、あるいはそれ以下の表現内容のもの、すなわち「詳細記述なし」と「該当記述なし」の合計を「具体的記述のない事例」として、「改善しようとする生活動作」別に集計した（表 4-5）。全体では 1449 例中 508 例が「具体的記述のない事例」であり、35% を占めた。とくにその割合が高い動作は（母数の少ない「車いす等、装具の装着」は除外する）、「浴槽内の姿勢保持」89%、「洗い場での姿勢保持」81%、「後始末」75%、「排泄時の姿勢保持」67%、「衣服の着脱（排泄）」62%、「衣服の着脱（入浴）」56%、「浴槽の出入り」53% であった。「後始末」という表現は抽象的であり、何を具体的に指すのか不明であることが関係していると考えられ、これを除くと「姿勢保持」に関する 3 動作と「衣服の着脱」2 動作に「具体的記述のない事例」が多く含まれていることがわかる。

表 4-6 では、生活行為ごとの「改善しようとする生活動作」の選択肢の総チェック数別に、「具体的記述のない事例」の割合を示した。た

表4・4 「外出」に関する「改善しようとする動作」の内容（細分類）

1. 出入口までの移動（廊下や玄関たたき等） N=78	5. 出入口の出入 [歩行・杖の場合]	N=26	
[歩行・杖の場合]			
1.つかまる所がなく、歩行が不安定	43	1.内外（敷居）の段差の昇降が不安定	5
2.（大きな）段差があり、昇り降りが不安定	0	2.内外（敷居）の段差につまづく危険がある	0
3.（小さな）段差があり、つまづく危険がある	3	3.ドアの開閉動作が不安定	4
4.途中の扉の開閉が困難	1	4.ドアの施錠・解錠が困難	1
5.途中の階段の昇降が不安定	1	5.その他	3
6.立位姿勢の保持が困難	2	[車いす・シャワーキャリー・歩行器の場合]	
7.その他（経路ガイド／エレベータ乗り降り）	2	11.内外（敷居）の段差で車いすの通行に支障	4
[車いす・シャワーキャリー・歩行器の場合]		12.出入口の扉の開閉が困難	1
11.床が畳等で、車いすが走行しにくい	3	13.出入口の扉の開き勝手が動作の妨げになる	0
12.敷居などの段差で、車いすが走行しにくい	7	14.出入口の幅が狭く、通りにくい	1
13.途中の扉の開閉が困難	0	15.その他	0
14.途中の扉の幅が狭く、通行に支障	1	10.詳細記述なし	0
15.通路幅が狭く、通行に支障	0	00.該当記述なし	8
16.途中の階段の昇降が困難	0		
17.その他	0		
10.詳細記述なし	6	6. 出入口から敷地外までの屋外移動 N=122	
00.該当記述なし	14	[歩行・杖の場合]	
2. 上がり框の昇降 N=118		1.つかまる所がなく、歩行が不安定	14
1.段差の昇降動作が不安定（理由の記述有）	76	2.通路の足元が悪く、歩行不安定（つまづく）	10
1'降りる動作が不安定	10	3.外階段やステップの昇降が不安定	77
1'昇る動作が不安定	8	3'外階段やステップの昇り（降り）が不安定	5
2.段差につまづく危険がある	1	4.門扉の開き勝手が動作の妨げになる	1
3.その他（姿勢保持）	3	5.その他（徘徊コースの安全確保）	5
10.詳細記述なし	11	[車いす・シャワーキャリー・歩行器の場合]	
00.該当記述なし	9	11.通路の足元が悪く、車いすが走行しにくい	5
3. 車いす等、装具の装着 N= 5		12.通路幅が狭く、車いすが走行しにくい	0
1.車いすの移乗が困難	1	13.外階段やステップの昇降が困難	6
2.その他	0	14.門扉の開き勝手が動作の妨げとなる	0
10.詳細記述なし	1	15.その他	0
00.該当記述なし	3	10.詳細記述なし	9
4. 履物の着脱 N=43		00.該当記述なし	5
1.着脱中の立位保持が不安定	11		
2.着脱後の立ち上がり動作が不安定	9		
3.着脱のための腰掛け動作が不安定	4		
4.着脱のための前傾姿勢保持が困難	1		
5.その他	0		
10.詳細記述なし	10		
00.該当記述なし	10		
7. その他 N= 1			
1.庭までの移動が困難	1		

表4-5 「改善しようとする動作」別具体的記述のない事例の割合

行為	改善しようとする動作	合計	詳細記述のない事例
排泄	1. トイレまでの移動	107	14 (13.1)
	2. トイレ出入口の出入り (扉の開閉を含む)	106	33 (31.1)
	3. 便器からの立ち座り (移乗を含む)	173	52 (30.1)
	4. 衣服の着脱	42	26 (61.9)
	5. 排泄時の姿勢保持	58	39 (67.2)
	6. 後始末	24	18 (75.0)
入浴	1. 浴室までの移動	65	15 (23.1)
	2. 衣服の着脱	18	10 (55.6)
	3. 浴室出入口の出入り (扉の開閉を含む)	148	39 (26.4)
	4. 浴室内での移動 (立ち座りを含む)	109	41 (37.6)
	5. 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む)	36	29 (80.6)
	6. 浴槽の出入り (立ち座りを含む)	127	67 (52.8)
	7. 浴槽内での姿勢保持	44	39 (88.6)
外出	1. 出入口までの移動	78	20 (25.6)
	2. 上がり框の昇降	118	20 (16.9)
	3. 車いす等、装具の装着	5	4 (80.0)
	4. 履物の着脱	43	20 (46.5)
	5. 出入口の出入り (扉の開閉を含む)	26	8 (30.7)
	6. 出入口から敷地外までの屋外移動	122	14 (11.5)
合 計		1449	508(35.1%)

表 4・6 「生活行為（排泄・入浴・外出）」、「改善しようとする生活動作」の総数別
「具体的記述のない事例」の割合

	生活行為別「改善しようとする生活動作」の総チェック数（その他不明を除く）						
	1 動作	2 動作	3 動作	4 動作	5 動作	6 動作	7 動作
排泄 計	14/72 (19.4%)	35/146 (24.0%)	42/136 (30.9%)	30/65 (46.2%)	37/49 (75.5%)	24/42 (57.1%)	
トイレまでの移動	2/23	4/33	2/29	3/9	1/6	2/7	
トイレ出入口出入り	4/10	8/37	11/32	2/11	7/9	1/7	
便器からの立ち座り	8/39	14/56	14/44	4/17	7/10	5/7	
衣服の着脱	0	2/6	7/10	5/11	7/8	5/7	
排泄時の姿勢保持	0	6/11	7/17	12/13	9/10	5/7	
後始末	0	1/3	1/4	4/4	6/6	6/7	
入浴 計	8/49 (16.3%)	29/103 (28.2%)	71/162 (43.8%)	49/96 (51.0%)	34/65 (52.3%)	18/30 (60.0%)	31/42 (73.8%)
浴室までの移動	1/13	4/16	2/11	2/10	2/6	1/3	3/6
衣服の着脱	0/2	0/1	1/4	0	1/2	3/3	5/6
浴室出入口の出入り	3/17	6/36	16/50	7/22	2/12	2/5	3/6
浴室内での移動	1/6	3/16	16/39	13/24	3/13	2/5	3/6
洗い場での姿勢保持	0	1/1	3/6	6/7	10/11	3/5	6/6
浴槽の出入り	3/11	11/28	26/43	12/23	7/11	3/5	5/6
浴槽内での姿勢保持	0	4/5	7/9	9/10	9/10	4/4	6/6
外出 計	9/137 (6.6%)	25/112 (22.3%)	27/90 (30.0%)	12/36 (33.3%)	4/5 (80.0%)	7/12 (58.3%)	
出入口まで屋内移動	3/27	4/21	8/18	3/9	1/1	1/2	
上り框の昇降	5/36	7/43	5/27	2/9	1/1	0/2	
車いす等装具の着脱	0	0	2/2	0/1	0	2/2	
履物の着脱	0/2	4/13	8/17	5/8	1/1	2/2	
出入口の出入り	0/6	2/7	2/7	3/3	0/1	1/2	
出入口から屋外移動	1/66	8/28	2/19	1/6	1/1	1/2	

とえば「排泄」に関する「改善しようとする生活動作」の6つの選択肢のうちで、1つだけをチェックしている事例では、「具体的記述のない事例」の割合は19%であるのに比べ、5つあるいは6つすべての選択肢をチェックしたものでは、その割合が76%、57%と高くなっていた。「入浴」「排泄」についても同様の傾向がうかがえ、改善しようとする動作が特定されていないほど、具体化が図られていないことが示された。

実際の確認作業の実態が「理由書」上に表現されているかどうかは未確認ではあるが、少なくとも「理由書」の表現上で、困難状況が具体化されていないものが相当数含まれており、適切な改修計画の立案や的確な事後評価の実施を行う上で課題になっていることが示唆された。

4. おわりに

評価対象として目的達成度に注目し、達成度が的確に評価できる課題設定が「理由書」上にどの程度なされているかを確認することを目的に、千葉県B市で平成18年度に給付決定された住宅改修の「理由書」(n=399)を対象とし、「改善しようとする生活動作」(全19項目)別に「具体的な困難状況」(自由記載)を分類整理した。そのなかで、具体的記載がされていない事例を改修目的の明確化が不十分な事例とみなし、目的達成度の評価を行う上でも課題となると考え、これらの事例について集計分析した。

たとえば「改善しようとする生活動作」が「便器からの立ち座り」であった事例は173例であったが、そのうちの102例は「具体的な困

難状況」で「立ち上がり動作」の問題に特定して記載されており、改修目的が明確化されているため、適切な改修計画の立案および目的達成の評価が可能となると考えられた。一方、「具体的な困難状況」の記載内容が、「改善しようとする生活動作」の選択肢に表現されていることの繰り返し、あるいはそれ以下であったものは全体では35%であった。これらは改修目的の明確化が不十分で評価も的確に実施されないものを多く含んでいる可能性が示唆された。

B市では介護支援専門員を対象とする「理由書」作成の意義に関する研修が継続的に実施され、平均的な地域に比較して、介護支援専門員が「理由書」を作成する割合は高く、その記載内容のレベルも高いことが予想される。そのB市での結果から判断して、適切な改修計画を立て、改修後の目的達成に関する評価を的確に実施するためには、改修目的のさらなる具体化が図られることが重要であり、「理由書」の「具体的な困難状況」の確認・記載方法を誘導することが必要と考えられる。

[文献]

- 1)高齢者住宅情報提供システム策定委員会
(委員長鈴木晃)「住宅改善コーナー」『住宅バリアフリー化情報提供システム』(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(<http://www.refonet.jp/bfree/>)